

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面している住民税非課税世帯等に対し、速やかに生活や暮らしへの支援をするため、臨時的な措置として臨時特別給付金を支給する。

2 実施内容

(1) 支給対象者

ア プッシュ型（支給対象世帯を抽出し、案内書類《確認書等》を送付）

【約 5,300 世帯】

基準日（令和3年12月10日）時点において、本市に住民票があり、同一世帯に属する者全員が令和3年度分の住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。
※DV等避難者や児童福祉法等の措置入所者などで、本市に住民票を移していない場合は、独立した世帯とみなし、本市での支給対象となる。

イ 申請型（申請方式により実施）

【約 370 世帯^{※1}】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降の家計が急変（収入減少等）し、令和3年度分の住民税が課税されている者全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が、住民税が非課税となる水準に相当する額^{※2}以下である世帯

※1 支給対象者370世帯は、プッシュ型の支給対象者に国の提示基準7%を乗じて算出
※2 住民税が非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下
母・子（各1人）の場合：137万8千円以下

(2) 支給額

1世帯当たり10万円

(3) 申請期間

ア プッシュ型

原則、本市が案内書類《確認書等》を発送した日から3か月を経過した日まで

（ただし、本市への確認書等の返送がない場合には、本給付金の受給を辞退したものとみなす。）

イ 申請型

令和4年2月1日（火）から9月30日（金）まで

(4) 周知方法

ア プッシュ型

市広報及びホームページへの掲載、ケーブルテレビでの周知、案内書類等を個別通知

イ 申請型

市広報及びホームページへの掲載、ケーブルテレビでの周知、市や社会福祉協議会における生活困窮や自立支援相談窓口で周知

(5) その他

最短での支給は、1月下旬を予定している。

3 予算措置

| | |
|-----------------|--------------|
| 事業費（臨時特別給付金の給付） | 567,000,000円 |
| 事務費（事業実施に必要な経費） | 13,000,000円 |
| 合計 | 580,000,000円 |

なお、事業実施に要する費用は、国が全額負担（補助率10/10）

また、申請期間が令和4年9月30日までのため、繰越明許費にて事業費・事務費の230,000,000円（約40%）を繰越予定

[内訳]

①事業費 100,000円/世帯×(5,300世帯+370世帯)=567,000,000円

②事務費 24,856,359円(特別定額給付金事務費)×50%≒13,000,000円^{※3}

※3 国は、特別定額給付金事業（令和2年度）事務費の25～60%程度を基準提示